

広報こしがやデザイン等制作業務委託仕様書（案）

1 件名

広報こしがやデザイン等制作業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

広報シティプロモーション課

4 業務の目的

広報こしがやは、行政施策を地域住民に伝え、市民と地域の関わりを促すとともに、まちの価値を創造し拡げていくシティプロモーションと市の行政施策をつなぐために発行している。

本業務は、民間事業者の持つ専門性を活用し、より効果的な発信を行うことで、市民と地域のかかわりをつくり、一人ひとりの意識と行動の変容を促すことを目的とする。

5 業務概要

各号の特集記事2ページまたは4ページ（原則2ページの制作。4ページ制作は、委託期間中2回程度を予定）の編集、レイアウト、デザイン、写真撮影を行う。なお、毎月1回、広報シティプロモーション課で開催する編集会議に、実務担当者1名以上が出席すること。

業務に関する項目は、以下のとおり。

(1) 編集

(ア) 取材テーマ等が決定した後、特集記事のレイアウトを作成、提出すること。

(イ) 企画や文章等の資料をもとに業務履行に必要な協議を行うこと。

(ウ) その他必要な事項を提案又は実施すること。

(2) 特集記事のデザインの制作

編集会議を踏まえ、特集記事のトーンアンドマナーを考慮したデザイン等制作を行うこと。

(ア) 制作するデザインは、特集記事のテーマに沿ったデザインにすること。ただし、著しく公序良俗を欠くものやそれを助長するもの、それに類するデザインは認めない。

(イ) トーンアンドマナーについては、市と十分に協議すること。

- (3) キャッチコピー等の制作
特集記事に適したキャッチコピー等を制作すること。
- (4) イラスト・地図・表等の制作
視覚的に分かりやすく情報を伝えるとともに、一定のインパクトを与え、意識と行動の変容を促すために必要なイラスト・地図・表等を制作すること。
- (5) 表紙及び特集記事の写真撮影
表紙及び特集記事で使用する写真を撮影すること。
 - (ア) 特集記事取材に同行し、テーマに沿った写真を撮影すること。
 - (イ) 表紙は原則縦構図の写真を撮影すること。
 - (ウ) 撮影に係る機材等の一式は、受注者にて調達・準備すること。
- (6) 校正・確認調整
校正されたデータをもとに、再度デザインの調整をすること。なお、校正回数は2回以上とすること。
 - (ア) 校正に当たって、電子データとともに紙出力した原稿7部とデータを市へ提出すること。紙出力した原稿はカラー印刷とする。
 - (イ) 校正されたデータをもとに、デザイン等の調整を行うこと。
 - (ウ) 突発的な事情等の理由による修正があった場合、これに応じること。ただし、大幅な変更が必要な場合、協議のうえで決定する。
- (7) データの納品
受注者は紙出力した原版7部、そのデータを保存した記憶媒体（CD、DVD等）で提出すること。
- (8) その他
市から提供する原稿はテキストデータ・写真素材・特集テーマとし、イラスト・イメージ画像等が必要な場合は、受注者が用意するものとする。

6 広報紙の仕様

- (1) 規格
 - (ア) 判型：タブロイド判（単面サイズ：縦 386.56mm×横 241.60mm、天・地：それぞれ 1.95mm、ノド：30mm、小口：15mm。なお、ノドはレイアウト

ト可能)

(イ) 発行部数：120,000 部／月

(ウ) 発行回数：各月 1 回。毎月最終平日（1月号は12月の最終開庁日の前日）発行

(2) 特集記事ページ数：原則 2 ページ。委託期間中、2 回程度を 4 ページで制作予定

(3) 刷り色：フルカラー

(4) 体裁：原則ユニバーサルデザインフォントを使用する。本文は原則 14 級正体で、モリサワの UD 新ゴ L とする。

7 想定スケジュール（土曜・日曜日・祝休日は含まない）

時期	市	受注者	印刷請負受注者
納品日の 40 開庁日前	特集編集会議	特集編集会議	/
納品日の 40 開庁日前 ～36 開庁日前	素材収集	トーン、レイアウト の決定	
納品日の 35 開庁日前 ～13 日開庁日前		レイアウト、デザイン 制作、写真撮影（期間 中のどこか）	
納品日の 12 開庁日前	印刷会社へ入稿		
納品日の 9 開庁日前～ 7 開庁日前	初校正 受注者へ：文字データ 提出	初校正、デザイン調整	初校正
納品日の 6 開庁日前～ 4 開庁日前	再校正 受注者へ：文字データ 校正	再校正、デザイン調整	再校正
納品日の 3 開庁日前	三校正 受注者へ：色校の最終 確認	色校の確認、校了	三校正
納品日の 2 開庁日前	校了		校了
納品日			納品

※納品日は毎月最終平日（12月のみ最終開庁日の前平日）

【参考】令和8年度広報こしがや各号の納品日とデザインの納期限

月	納品日	デザイン納期限
9月号	8月31日(月)	8月12日(水)
10月号	9月30日(水)	9月8日(火)
11月号	10月30日(金)	10月13日(火)
12月号	11月30日(月)	11月10日(火)
1月号	12月25日(金)	12月8日(火)
2月号	1月29日(金)	1月12日(火)
3月号	2月26日(金)	2月5日(金)
4月号	3月31日(水)	3月11日(木)

8 データ提供方法

市は、テキストデータ、画像データを受注者へ提供する。

9 著作権について

本業務履行に当たり、著作権における次の事項を遵守すること。

(1) 著作権の譲渡

受注者は、本業務において発注者に引き渡した成果物である著作物の、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十一条から第二十八条まで定められている権利を含む著作権を発注者に無償で譲渡する。

(2) 著作者人格権

受注者は、本業務で制作した著作物に対し、一切の著作者人格権を行使しない。

(3) 知的財産権

受注者は、著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(4) 利用範囲

制作した広報紙は、紙面での発行、越谷市ホームページへの掲載、アプリ「マチイロ」(株式会社マチイロ提供)での掲載、マイ広報紙(スパイラル株式会社運営)での掲載を行う。

10 その他

本業務履行に当たり、その他疑義が生じた場合、市と協議のうえ決定するものとする。